

手数料・施設使用料の一部改定

問い合わせ／総合政策課(内線2238)

各種証明書の交付や施設の利用など、特定の方が受け取るサービスの料金算定に関する基本方針を定め、利用する方としない方との公平性を考慮するため、各種手数料と施設使用料の一部を改定します。

新料金は、手数料・使用料ともに令和2年4月1日の利用からとなりますが、施設により運用開始日が異なります。運用開始日や施設ごとの新料金等の詳細は市ホームページをご覧ください。

【適正化の算定式】

使用料・手数料＝①原価×②受益者負担割合±③調整

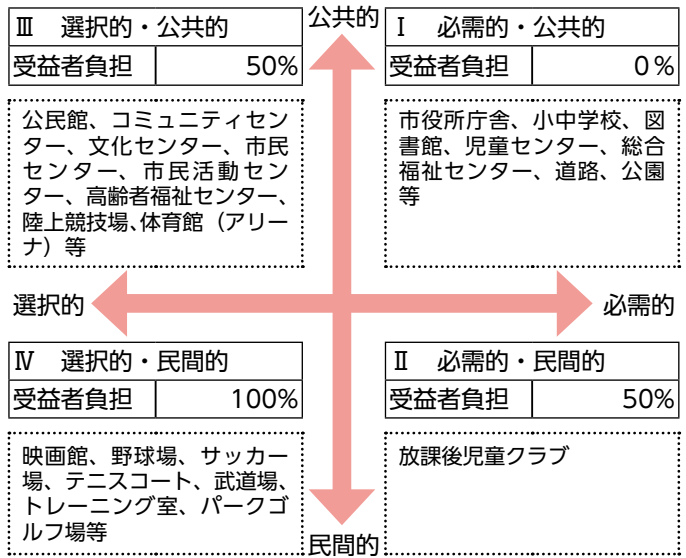
①原価／1年間にかかる事業費と人件費で算出。手数料は標準処理時間や年間の処理件数等で、使用料は施設の面積や区画数、利用可能人数等で算定します

②受益者負担割合／右表のとおり

③近隣市の状況や施設の利用状況等を考慮します。

また、料金の改定額は新たに有料化するものを除き、現行額と算定額の差が大きくないものは据置きし、上限額を最大でも2倍までとすることで、利用者の急激な負担を緩和します

【表】受益者負担割合



※手数料の受益者負担割合は100%

【手数料の改定】一部抜粋

種類 (1件あたり)	改定額 (現行額)	問い合わせ
住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明等	200円 (150円)	市民課、税務課

※マイナンバーカードによるマルチコピー機（コンビニエンスストア等に設置）での証明発行手数料の改定はありません

【使用料の改定施設】

施設	問い合わせ	施設	問い合わせ
箕田児童センター	596-0602	陸上競技場	
あたご児童センター	543-2665	吹上総合運動場 (ソフトボール場A・B、軟式野球場)	
高齢者福祉センター (白雲荘・コスモスの家・ひまわり荘)	福祉課(内線2684)	吹上荒川総合運動公園 (多目的グラウンド、ソフトボール場A・B・C、サッカー場)	
中央公民館	542-8403	天神テニスコート	
田間宮生涯学習センター	596-0137	常光テニスコート	
箕田公民館	596-0602	吹上富士見テニスコート	
笠原公民館	541-0261	吹上富士見ゲートボール場	
常光公民館	541-2005	吹上パークゴルフ場	
あたご公民館	543-2665	かわさとグラウンドゴルフ場	
吹上生涯学習センター	548-4726	上谷総合公園 (多目的グラウンド、野球場、テニスコート、サッカー場、スケートパーク)	
川里生涯学習センター	501-7122	赤見台近隣公園多目的グラウンド	
クリアこうのす	生涯学習課(内線3340)	川里中央公園 (野球場、テニスコート、多目的グラウンド)	
こうのすシネマ			
ふれあいセンター	自治振興課(内線3113)	あかぎ公園 (テニスコート、多目的グラウンド)	
本町コミュニティセンター			
市民活動センター			
市民センター	596-6677	糠田運動場 (多目的グラウンド、サッカー場)	
笠原稲穂センター	541-0261	東町公園テニスコート	
川里農業研修センター	農政課(内線3135)	ひばり野中央公園テニスコート	
勤労青少年ホーム	商工観光課 (内線3101・3100)		
吹上勤労青少年ホーム			
花久の里			
ひなの里			
愛里巢	都市計画課(内線3275)		
13都市公園			
すみれ野中央公園			

スポーツ課
(内線3384)

